

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(租税特別措置に含まれない規定)

第一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 措置法第四十二条の十三、第四十二条の十四、第五十三条、第六十五条の六、第六十六条の三から第六十六条の九の五まで、第六十七条の十二、第六十七条の十三、第六十七条の十七（第四項及び第五項に限る。）、第六十七条の十八、第六十八条の二の二、第六十八条の三、第六十八条の三の四、第六十八条の四及び第六十八条の六の規定

三・四 省 略

五 措置法第八十六条の四から第八十六条の六まで、第八十八条及び第十八条の六の規定

六・七 省 略

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一 省 略

二 措置法第四十二条の四（第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）、第四十二条の六、第四十二条の九から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四から第四十二条の十二の六まで、第四十三条から第四十八条まで、第五十二条の二（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の規定

三〇 省 略

改 正 前

(租税特別措置に含まれない規定)

第一条 同 上

一 同 上

二 措置法第四十二条の十三、第四十二条の十四、第五十三条、第六十五条の六、第六十六条の三から第六十六条の九の五まで、第六十七条の十二、第六十七条の十三、第六十七条の十七（第四項及び第五項に限る。）、第六十七条の十八、第六十八条の二の三、第六十八条の三、第六十八条の三の四、第六十八条の四及び第六十八条の六の規定

三・四 同 上

五 措置法第八十六条の四から第八十六条の六まで及び第八十八条の六の規定

六・七 同 上

(適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置)

第二条 同 上

一 同 上

二 措置法第四十二条の四（第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）を除く。）、第四十二条の六、第四十二条の九から第四十二条の十二の二まで、第四十二条の十二の四から第四十二条の十二の七まで、第四十三条から第四十八条まで、第五十二条の二（経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）及び第五十二条の三（第五項、第六項、第十六項、第十八項、第十九項、第二十一項、第二十二項、第二十四項及び第二十五項を除き、経過的な規定として財務省令で定める規定に係る部分を除く。）の規定

三〇 同 上

十一 措置法第六十六條の十から第六十六條の十一の二まで、第六十六條の十一の三（第三項を除く。）、第六十六條の十一の四、第六十六條の十三（第五項から第十一項まで及び第十五項を除く。）、第六十七條から第六十七條の三まで、第六十七條の四（第十一項を除く。）、第六十七條の五から第六十七條の七まで、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項及び第六十八條の三の第三項の規定

十二 省 略

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条第五号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

十一 措置法第六十六條の十から第六十六條の十一の二まで、第六十六條の十一の三（第三項を除く。）、第六十六條の十一の四、第六十六條の十三（第五項から第十一項まで及び第十五項を除く。）、第六十七條から第六十七條の三まで、第六十七條の四（第十一項を除く。）、第六十七條の五、第六十七條の六、第六十七條の七、第六十七條の十四第一項、第六十七條の十五第一項、第六十八條の三の二第一項及び第六十八條の三の第三項の規定

十二 同 上